

1 事業名

所沢市観光情報・物産館条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市観光情報・物産館の特産品等販売所及び多目的広場の開館時間について、午前10時から午後6時までに改めるものである。

3 他自治体の類似する政策等

施設の開館時間を変更する場合には、他の自治体においても、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第31号 所沢市観光情報・物産館条例の一部を改正する条例

(開館時間)

第6条 物産館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特產品等販売所及び多目的広場 午前10時から午後6時まで
(2)・(3) 略

2 略

(開館時間)

第6条 物産館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特產品等販売所及び多目的広場 午前9時から午後5時まで
(2)・(3) 略

2 略